

【宮古市の都市計画に関する基本的な方針】 協議に対する回答以外の軽微な事項等に係る対応等について

平成 30 年 8 月 7 日 宮古市都市整備部都市計画課

番号	意見・指示等	対応等
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ p.3 宮古都市計画区域マスタープランにおける「エコ・コンパクトシティの実現」のため、本方針に具体的な内容の記載について検討をお願いします。また、エコ・コンパクトシティの定義を再確認し、用語の脚注を入れるようお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、記述することとします。 ・ 具体的には、「宮古市都市計画マスタープラン」 p.39 及び p.104 のとおりです。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地適正化計画の策定を検討中の貴市におかれては、立地適正化計画の策定を踏まえた記述が必要となるのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、記述することとします。 ・ 具体的には、上記 No.1 と同様です。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民意見の反映経緯（市民説明会、パブリックコメント）について説明をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画案に係る住民意見の反映経緯（市民説明会、パブリックコメント）については、別紙資料「宮古市都市計画マスタープラン策定経緯」のとおりです。 ・ 市民委員会の開催結果は、別紙「宮古市都市計画マスタープラン市民説明会開催結果について」のとおりであり、計画案の修正に至る意見はありませんでした。 ・ パブリックコメントの結果については、別紙「宮古市都市計画マスタープラン（案）に対する意見募集について（パブリックコメントにおける意見等への対応等）」のとおりであり、計画案の修正に至る意見はありませんでした。

4	<ul style="list-style-type: none"> 都市マス改定にあたり、関係機関との協議、調整の実施状況について説明をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案に係る関係機関との協議、調整の実施状況は、別紙資料「宮古市都市計画マスタープラン策定経緯」とおりです。 また、宮古土木センターからは、個別にご意見をいただいております、案の修正を行っています。
5	<ul style="list-style-type: none"> p.21 「6 道路」における都市計画道路の整備延長は「22.73km」（出典 岩手県の都市計画～資料編～（平成 30 年 3 月））ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり修正します。 具体的には、「宮古市都市計画マスタープラン」p.21 のとおりです。
6	<ul style="list-style-type: none"> p.48 「第 2 将来人口」において、平成 30 年 3 月 30 日に国立社会保障・人口問題研究所より発表された推計によると、2040 年は 37,441 人となっているので、整合をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画案における将来人口は、「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 28 年 2 月）に基づくものであります。
7	<ul style="list-style-type: none"> p.55～56 「3 地域をとりまく環境変化を踏まえた土地利用規制の検討」の 1 つめの○と 2 つめの○については、白地地域についての施策であり、タイトルとの整合がとれていないように思います。白地地域の土地利用規制については別項目での記載を検討をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえて、記述することとします。 具体的には、「宮古市都市計画マスタープラン」p.55～56 のとおりです。
8	<ul style="list-style-type: none"> p.65～66 国県道の整備促進の記述については、宮古土木センターと調整をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記 No.4 の記載のとおりです。
9	<ul style="list-style-type: none"> p.71 将来交通量の推計によると本町八幡前線に 41 百台の配分となっており、2 車線歩道付きの道路として整備の必要性があるのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該区間は、計画幅員 W=8m であり、整備状況は W=8.0m（車道 W=6.5m、歩道 W=1.5m）となっております。

10	<ul style="list-style-type: none"> 宮古市策定の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」との適合状況の説明をお願いします。(特に、p.98 「2 公園・緑地活用 (2)市庁舎跡地の整備」について) 	<ul style="list-style-type: none"> 「宮古市緑の基本計画」は平成15年3月策定のものであり、その後、本市においては、平成17年の宮古市・田老町・新里村の合併、平成22年の宮古市・川井村の合併、平成23年3月11日の東日本大震災津波の発災を経ています。 本市の市庁舎も津波による大きな被害を受け、現在、宮古駅周辺地区に新庁舎を建設中であります。 したがって、「宮古市緑の基本計画」の策定時とは大きく状況が変化しているものでありますが、その基本理念である「すばらしき自然を伝えることのできる“みやこのみどり”づくり」の考え方とは、大きな相違はないものと考えます。
----	--	---